

飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

第88回 「不確定概念のなぞ解きゲーム」の薦め！

今回は実に実務的話である。 我国の税法は「租税法律主義」、これを構成する概念は、「課税要件法定主義」、「課税要件明確主義」、「合法性の原則」、「手続保障原則」であるのは、お勉強した通りである。 問題はこの「**課税要件明確主義**」。 課税要件を定める税法の規定も、その委任を受けた政省令の規定も、限りなく一義的で明確でなければ、その法令を読むものによって解釈が異なる危険性を露呈することになる。

ところが実際は、税法令・規則の中になんか不明確な文言が多いのも事実である。これが納税者と税務当局ともめる原因になっており、逆に言えば、「**税理士さんの腕の見せどころ**」かもしれない。 例えばこんな文言...どう、理解しますか？

「相当程度」「不当に減少」「相当期間」「著しく低下」「通常要する費用」「おおむね」「必要があるとき」「正当な理由」「やむを得ない事情」「対価として相当」「社会通念上一般的に」「不相当高額」、そして、挙句の果てには「**同族会社の行為計算の否認**」...いやはや、日本語は実に奥深いものがある。

同族会社の行為計算の否認とは、資本と経営が明確に分離されていない同族会社の場合、容易に行われがちな行為・計算によって、不当に、租税の負担を免れることを防止する目的で、法人税法第132条に規定された、税務署長の権限によりその行為計算をやることのできる...という規定である。つまり、署長の判断で、推定課税ができるということである。

同族会社の行為計算の否認か否かは、確かに税務署長に裁量があるが、「不当」かどうかの判定までは署長権限ではないはず、何が不当で、どれが不当でないかは、究極のところ、多いに議論の余地があり、実に「**税法上の不確定概念**」といわざるを得ない。

同様に、「相当期間」とはどのくらいなのか、「著しく」とは、「社会通念上」とは、何をもちて言うのか、実務的には、時折、不明確な不確定概念に遭遇し、経理担当者としては困惑せざるを得ないこと、しばしばであろう。

これは「曖昧」にしていると、税務調査の時点で大きな不利益を被る場合がある。グレイのままにしておかないで、顧問税理士や、場合によっては税務当局に相談する等、むしろ、積極的に解明すべきである。

というのは、一見、不確定概念といっても、殆どの事例で過去の判例がある。青色専従者給与が「過大」であるとは、何と比較して「過大」なのかの判例はある。法令として明記されていないかもしれないが、どっかに、必ずその根拠たる判例があると考えられる。

税法上の不確定概念を検証していく、経理担当者にとって、まるでミステリーを解くが如く、新たな楽しみになっていくに違いない。是非、お薦めです...！